訪問調査担当者様へ

【調査にあたってのお願い】

　このたびは、要介護認定に伴う訪問調査につきまして、お忙しいところお引き受けいただき、ありがとうございます。下松市では、より適切な審査判定を行うために、調査票に次のような記載をお願いしております。お手数をおかけしますが、趣旨を御理解いただき御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

１．概況調査

　① 面接者の欄には**誰から聞き取り調査したのか**記入してください**（固有名詞は不可）**。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 面接者 | 本人・長男家族・施設職員 | 面接所  要時間 |  |

　　　　例 ：

　② 介護認定審査会では、概況調査票への記入事項のみでは、要介護度を変更するための根　拠とはなりません。そのため各調査項目との関連があるものについては、概況調査票②Ⅳの枠内ではなく、特記事項欄へ記入してください。 しかし、本人の状況をよく把握するために、次のことについてはできるだけ記入をお願いします。

○主訴 … 介護が必要になった（申請した）理由（心身の状況）

　　　　　 　 生活状況

　　　　 　　 介護サービス等の利用意向および利用状況

　　　　　 　 前回調査時との比較（更新時・変更申請の際はその理由）

○家族状況…だれが介護しているのか

　　　　　　　　　同居および別居家族の状況

○居住環境…外出が困難になる等、日常生活に支障となるような環境の有無

○その他必要と思われる内容

２．特記事項

**※ 各群の始めは左端の欄に群の番号を、（　）内には項目番号を記入してください。**

**※ 読みやすくするため、各群の間は１行空けて記入してください。**

特記事項の記入については、特別な場合にのみ記載するのではなく、基本調査だけでは伝わらない調査対象者の具体的な状況と介護の手間を調査項目ごとに簡潔に記入してください。また、判断に迷ったときは、その状況を記入してください。

○介助の状況、指示や見守りの状況

※　１-７、２-５･６に関しては「できる」や「介助されていない」を選択する場合でも、具体的状況について記載をお願いします。

○用具、装具使用の状況

○頻度、回数等

○適切な介助を選択した場合は、その判断理由

○その他必要と思われる内容

３．調査項目

認定調査員テキストやＱ＆Ａに明確な定めがなく、新たにＱ＆Ａ等で明示されるまで、下松市で判断の取り決めをしている項目があります。以下の基準に沿っての判断をお願いします。

* １‐１麻痺等の有無

手指・足趾の麻痺等は、支障の有無に関係なく「その他」を選択する。

指１本でも欠損あれば「その他」を選択する。

いずれの場合も、具体的状況や支障について特記事項へ記載する。

* ２‐４食事摂取

経口摂取ができない、または禁止されている方で、経管栄養・中心静脈栄養も行われておらず、点滴のみで栄養摂取している場合は点滴を食事とみなし、「全介助」を選択する。

ただし、急性期的な対応等で短期間の場合はこれにあたらない。

* ５-５買い物

“食材・日用品”の買い物の頻度で選択する。この場合の “食材・日用品”には嗜好品（栄養摂取を目的としない香味や刺激を得るための飲食物。酒、タバコ、コーヒー、茶の他、飴などの菓子も含む。）は含まない。

果物や菓子パン等は、いわゆる“おやつ”として食べている場合は含まないが、朝昼夕食として食べる場合は食材とする。

* **面接者の欄、概況調査票②Ⅳ、特記事項へ記入の際**は個人･施設等が特定できないよう、**固有名詞を使用しない**でください。
* ボールペンで記入してください。訂正は二重線でお願いします（訂正印不要）。
* 調査内容その他で何か不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。
* 調査票提出後、調査についてご連絡させて頂くことがございますが、ご了承下さい。

下松市高齢福祉課介護保険係

　　ＴＥＬ　０８３３－４５－１８３１